

富谷市議会災害行動マニュアル

区分	処理事項
災害発生時 ↓	①議員は、自己の安全を確保し、地域の一員として被災者の救助救護活動等、地域の被害の拡大防止に努める。
安否確認 ↓	②議員は、議会事務局に自らの安否、居所及び連絡場所を報告する。 ③議会事務局は、議長に議員の安否等を報告する。
災害対策連絡会の行動 ↓	④議長は、市本部の設置を受け災害対策連絡会を設置する。 ⑤議長は、議員に災害対策連絡会の設置を通知し招集する。
災害対策連絡会に参集 ↓	⑥議員は、議長からの招集に応じ災害対策連絡会に参集する。 ※ただし、地域においての活動や道路の寸断等により災害対策連絡会に参集できないときは、地域の諸活動を支援し、被災地及び避難所等の状況を災害対策連絡会に報告する。なお、必要に応じ災害対策連絡会に支援要請を行う。
↓	○必要に応じて、災害対策連絡会調整会議を開催する。 (議長、副議長、議会運営委員会委員長及び副委員長で構成)
情報の収集・提供 ↓	⑦議員は、議長に災害情報を報告する。議長は、情報を整理し市本部に提供する。 ⑧議長は、議員に市本部からの災害情報を提供する。
要望・提言 ↓	○国・県・関係機関等に、要望活動を行う。
災害対策連絡会の解散	○議長は、市本部が解散したときは、今後の対応を協議し災害対策連絡会を解散する。 ※市本部の解散以前であっても、概ね災害対応対策が終了したと議長が認めるときには解散することができる。

* 災害対策連絡会とは、富谷市議会災害対策連絡会のことをいう。

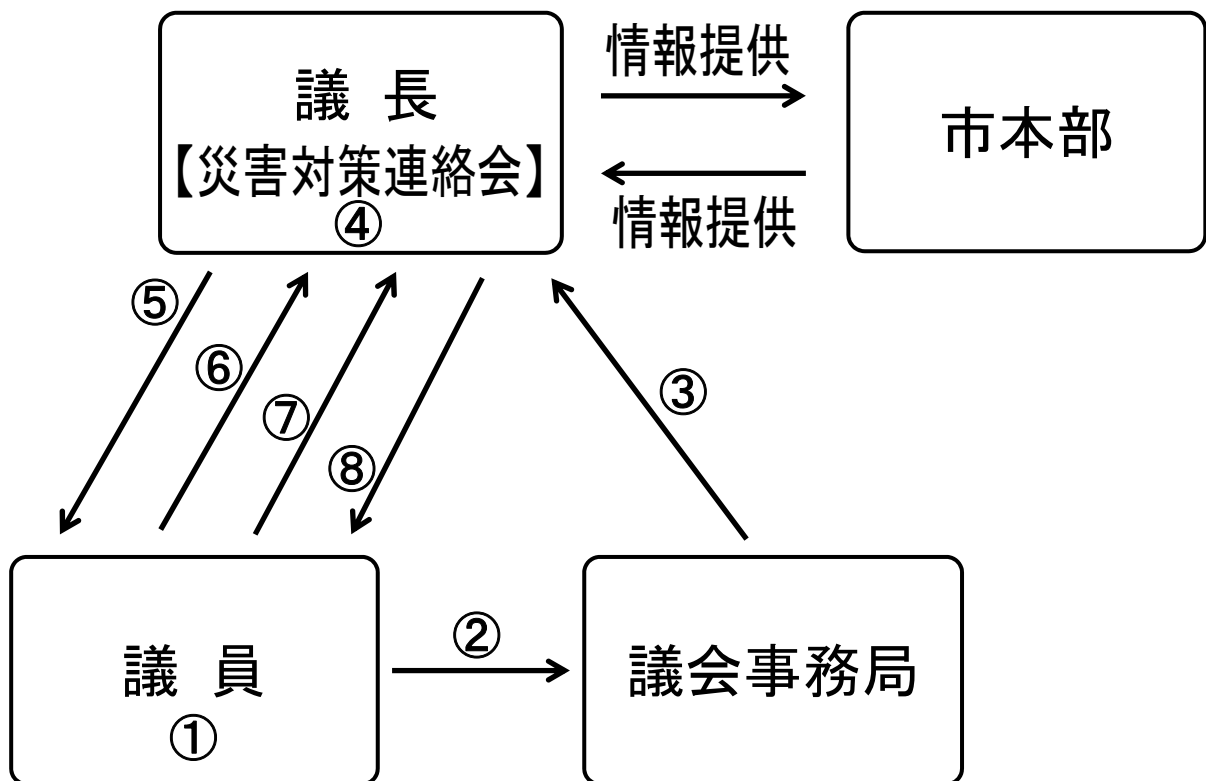
* 市本部とは、富谷市災害対策本部のことをいう。

* 富谷市災害対策本部設置(3号)非常配備基準

1. 市域で『震度5弱以上』の地震が観測されたとき。
2. 特別警報が発表されたとき。
3. 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

富谷市議会災害対策連絡会が設置された場合の対応

(イメージ図)



- ①議員は、自己の安全を確保し、地域の一員として被災者の救助救護活動等、地域の被害の拡大防止に努める。
- ②議員は、議会事務局に自らの安否、居所及び連絡場所を報告する。
- ③議会事務局は、議長に議員の安否等を報告する。
- ④議長は、市本部の設置を受け災害対策連絡会を設置する。
- ⑤議長は、議員に災害対策連絡会の設置を通知し招集する。
- ⑥議員は、議長からの招集に応じ災害対策連絡会に参集する。
- ⑦議員は、議長に災害情報を報告する。議長は、情報を整理し市本部に提供する。
- ⑧議長は、議員に市本部からの災害情報を提供する。